

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人マーヤの定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事といい、評議員と併せて役員等という。

(報酬)

第3条 当法人の理事会及び評議員会の出席等の費用弁償等については、別表1に基づき支給する。

2 報酬総額は、理事、監事、評議員いずれも各年度の総額がそれぞれ50万円を超えない範囲内で支給することができる。

(控除金)

第4条 法人は、役員等に支給する報酬から源泉所得税を控除する。

(支払方法)

第5条 報酬は、理事会及び評議員会の出席時に報酬から源泉所得税を控除した額（別表1に掲げる手取り額）を手渡しするものとする。ただし、本人から辞退が合った場合は支給しない。

(公表)

第6条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第7条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会を決議を経て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改定は、評議員会の承認を受けて行う。

別表1

理事・監事・評議員

内容	日額（手取り額）
理事会及び評議員会への出席	10,000円

附 則 この規程は、平成30年4月1日より施行する。